

令和7年度高知県日本語学習支援事業委託業務プロポーザル審査要領

令和7年度高知県日本語学習支援事業委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和7年度高知県日本語学習支援事業委託業務プロポーザル募集要領」(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は 100 点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- | | |
|------------------|-------|
| (1) 企画のコンセプト | (10点) |
| (2) eラーニングの内容 | (60点) |
| (3) 実施体制、スケジュール等 | (20点) |
| (4) 経費見積 | (10点) |

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

- (1) 日時、実施方法
令和7年3月 26 日(水)
実施方法:オンライン開催
- (2) プレゼンテーション
 - ① プレゼンテーションの時間は1社 20 分とします。
 - ② 順番は別途お知らせします。
 - ③ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 上記(3)、(4)にかかわらず、総合得点が 250 点未満の場合は、候補者又は次点者として選定しません。

審査基準

審査の項目	審査の視点	配点
(1) 企画のコンセプト	事業の目的を正しく理解したうえで、目的に沿った企画のコンセプトとなっているか。	10
(2) e ラーニングの内容	・受講者にとって分かりやすく表示され、操作しやすいものであるか。 ・受講者の日本語レベルに応じた必要な学習コンテンツが網羅されているか。 ・受講者の日本語能力の向上が十分に見込めるものか。 ・継続して学習に取り組める工夫がされているか。 ・学習支援者が受講者の状況を容易に把握できるものになっているか。	60
(3) 実施体制、 スケジュール等	・十分なサポート体制がとられているか。 ・トラブル発生時に速やかな対応ができる体制がとられているか。 ・業務を円滑に進めるため、十分な実施体制となっているか。 ・個人情報の保護のために、適切な対策および管理体制がとられているか。 ・実現可能なスケジュールとなっているか。 ・類似業務の実績が優れているか。	20
(4) 経費見積	予算の範囲内であり、積算内訳および根拠が具体的で妥当か。	10